

【 手術 】

870 同一箇所で病態の変化のない網膜裂孔に対する網膜光凝固術の算定回数について

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

同一箇所で病態の変化のない網膜裂孔に対するK276 網膜光凝固術の2回以上の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

K276 網膜光凝固術「1」通常のもの（一連につき）及び「2」その他特殊なもの（一連につき）については、厚生労働省通知※に「「一連」とは、治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいう。」と示されており、短期間に複数回施行された手術の費用は所定点数に含まれ、別に算定できないものとする。

以上のことから、同一箇所では病態の変化のない網膜裂孔に対するK276 網膜光凝固術の2回以上の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について